

令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨に伴う被災者支援一覧

※受付・お問い合わせ：平日午前8時30分から午後5時15分まで

※支援内容は、今後、追加・変更となる可能性があります。

令和3年4月1日現在

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書（※）				問い合わせ先 （担当課等）
				全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊	
1	成田市災害見舞金	災害による被災者及び遺家族に対し災害弔慰金及び災害見舞金を支給します。	災害により被害を受けられた場合 ※ただし、災害救助法に基づく住宅の 応急修理を活用した場合は対象になり ません。	○	○	○	—	危機管理課 0476-20-1523
2	被災者生活再建支援制度	住宅に著しい被害を受けた世帯に、支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。 支給額（A+Bの合計額） ≪A 基礎支援金≫ ≪B 加算支援金≫ 全壊 100万 建設・購入 200万 半壊(解体) 100万 補修 100万 大規模半壊 50万 賃借(公営除く) 50万	半壊以上 （注）半壊の場合は、住家をすべて解体した 場合のみ支給の対象となります。 ≪申請期限≫ 基礎支援金：令和3年10月8日 加算支援金：令和4年10月10日	○	○	(注)	—	社会福祉課 0476-20-1536
3	保育料の減免	保育料の全部または一部を被災の状況に応じ一定期間免除 します。	災害などにより保護者等の所有する住 宅が被災した場合	○	○	○	—	保育課 0476-20-1607
4	保育料の減免	干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作、不漁その他 これに類する理由により、著しく収入が減少したとき、また は、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失・ 失業等(自己都合除く)により、当該世帯の収入が著しく減 少したとき、減免の申請を行った年に係る市民税所得割の 推定課税額を算定した上で、対応する階層の保育料としま す。	収入が30%以上減少した場合	証明書を求める場合が あります。 (り災証明書の基準とは 異なります。)				保育課 0476-20-1607
5	固定資産税及び都市計 画税の減免	災害により、著しく価値を減じた固定資産のうち、市長に おいて必要があると認めるものについては、その所有者に 対して課する固定資産税等を10分の4から10分の10まで の割合で減免する。	災害または天候の不順により、著しく固 定資産の価値が減少した場合	○	○	○	—	資産税課 0476-20-1514

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書（※）				問い合わせ先 （担当課等）
				全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊	
6	国民健康保険の一部負担金の減免等	医療機関の窓口で支払う一部負担金を一定期間減免または徴収猶予します。	災害により資産に重大な損害を受けるなどで生活が著しく困難であると認められる場合（所得・資産要件あり）	減免の審査基準は、り災証明書の基準とは異なりますが、減免申請の際には、り災証明書の添付が原則必要となります。				保険年金課 0476-20-1526
7	国民健康保険の一部負担金の減免等（台風15号、台風19号及び10月25日の大雨）	医療機関の窓口で支払う一部負担金を一定期間免除します。 台風15号により被災した世帯 令和元年9月9日～令和2年8月31日診療分 台風19号、10月25日の大雨により被災した世帯 令和元年10月12日～令和2年9月30日診療分	台風15号、台風19号及び10月25日の大雨により住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた世帯等 申請には期限があり、診療を受けた月から2年間。	○	○	○	—	保険年金課 0476-20-1526
8	国民年金保険料の免除	国民年金保険料を一定期間免除します。	住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合	免除の審査基準は、市が発行する、り災証明書の基準とは異なります。				保険年金課 0476-20-1547
9	後期高齢者医療保険料の減免制度、徴収猶予制度	保険料を減額、または徴収を猶予する制度があります。	住宅等が半壊以上の被害を受けた方は、保険料が減額される。 災害などの理由により、保険料を一時的に納付することができないと認められる場合、徴収が猶予される。	○	○	○	—	保険年金課 0476-20-1547
10	後期高齢者医療制度の一部負担金の減免制度、徴収猶予制度	医療機関に支払う窓口負担分を減額、または徴収を猶予する制度があります。	住宅等が半壊以上の被害を受けた方は、一部負担金が減額される。 災害などの理由により、一部負担金を一時的に納付することができないと認められる場合、徴収が猶予される。	○	○	○	—	保険年金課 0476-20-1547
11	生活福祉資金貸付（緊急小口資金）	所得の少ない世帯に対し、緊急かつ一時的に生活費等が必要なときに、10万円以内で必要な経費を貸し付けます。（諸条件、必要書類あり。審査に1週間程度かかります。）	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯	貸付の基準は、り災証明書の基準とは異なります。				成田市社会福祉協議会 （保健福祉館内） 0476-27-7755

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書（※）				問い合わせ先 （担当課等）
				全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊	
12	中小企業融資制度	日本政策金融公庫や千葉県等による資金融資の実施、信用保証協会による保証等を受けることができます。支援制度により内容、条件等が異なりますので相談窓口等へお問合せください。	令和元年台風15号及び19号による災害によって被害を受けた中小企業・小規模事業者の方	支援制度により必要となる場合がありますので、相談窓口等へお問合せください。				（相談窓口） 日本政策金融公庫 千葉支店 （中小企業事業） 043-241-0078 （9:00～17:00） （国民生活事業） 043-243-7121 （9:00～17:00） 千葉県信用保証協会 043-221-8111 （千葉県制度融資窓口） 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 043-223-2707
13	住宅の補修等への融資	（独）住宅金融支援機構による災害復興住宅融資を利用できます。	一部損壊以上	○	○	○	○	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

（※） ○：支援を受けるためにり災証明書が必要となります。
 ー：支援を受けることができません。